

Title	アメリカ革命とジョン・ロック：アメリカ革命政治思想史研究の一視角(三)
Sub Title	The American revolution and John Locke : a discussion of political thought in the American revolution (3)
Author	大森, 雄太郎(Omori, Yuhtaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1997
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.66, No.4 (1997. 7) ,p.1(477)- 32(508)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970700-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカ革命とジョン・ロック

—アメリカ革命政治思想史研究の一視角(三)—

大森 雄太郎

第二章 タウンゼント論争と「平穏の時期」、一七六七年—一七七三年

(三)

以上のように、タウンゼント論争に入ると、本国議会の権限の範囲についての議論において、とりわけ「同意による課税」原則を提起するに際して、ますます多くの著作者たちが、『統治論第一論文』のロックの表現に依拠するようになった。同様に、印紙法危機の最終局面においてヴァージニアのリチャード・ブランドが、ロックの移住の自然権を根拠に定式化した個別植民地独立国家論も、一七六七年以後は、主にニュー・イングランドの著作たちによつてさかんに議論されるようになつた。

チャールズ・マクワルワインがすでに七十年前に、アメリカ革命の憲政論的解釈を試みた研究において指摘しているように、個別植民地を母国イギリスとは別個の独立した政治体とみなす觀念には、イギリス本国に対するアイルランドの憲政的関係についての論争が先例として

あつた。⁽¹⁾この論争は、アメリカ革命の百年以上も前に起源を持つ。一六四九年にいわゆる「長期議会」が共和国を樹立する立法において、国王のドミニオン、すなわち本国 (the realm) 外のイギリスの支配領域は、「イギリス人民」の所有物である、と宣言している。これによれば、本国外のイギリス系住民は本国議会によって代表されとはいないが、しかし共和国の「最高の権威」としての本国議会によって統治されるべきものであつた。このような本国議会権力の主張は、一六六〇年の王政復古とともに一時忘れられた。しかし、アイルランドに対する一七一九年の宣言法と非常に類似した表現によつて、アイルランドに対する本国議会権力の絶対性を再度強調している。これに対して、イギリス系アイルランドの著作者たちは、アイルランドがイギリスの王国 (kingdom) とは別個の王国であり、従つてイギリス議会の支配下にはないと反論し、アイルランドはアイルランドの最高の権威であるイギリス国王にのみ忠誠と服従の義務を負う、と一貫して主張した。この主張は、その論理的帰結として、一七六七年以後アメリカでさかんに論じられるようになる、イギリス帝国国家連合論を導くことになる。

イギリス系アメリカ植民地人は、アイルランドの自治権をめぐるイデオロギー上の抵抗を知悉していた。この点でもっとも重要なアイルランドの著作物であるウイリアム・モリヌウの『イギリス議会制定法によつて拘束されているアイルランドの実情の説明』(ダブリン、一六九八年) が、一八世紀を通じてアメリカ植民地において広く読まれている。植民地人はとりわけ印紙法以後に、アメリカ植民地とアイルランド植民地の置かれた状況の類似性に、ますます関心を持つようになった。例えば、一七六七年に、『ボストン・ガゼット』やその他の新聞が、「アメリカの現在の状態に適合させるために若干の変更を加えて」、モリヌウの著作の一部分を掲載していることなどは、この関心の強さをよく示しているといえる。⁽²⁾ロック晚年の友人であつたモリヌウが、彼の議論の理論的枠組みを構成するに際して、グロティウスやプッチェンドルフとともに、『統治論第二論文』にも依拠していることは、ロックが公的にはモリヌウの議論への責任を否認しているにはせよ、植民地人がロック的政治的言語を継承した一つの経路を示しているといつてよい。

しかしながら、帝国国家連合論がアメリカ植民地の著作の中に広く現れるようになつたのは、一七六六年に

リチャード・ブランドがロックの移住論を援用しつつ、個別植民地独立国家論を体系的に提起した後のことである。植民地独立国家論や帝国国家連合論が、この時期に至つて初めて広く論じられるようになった事については、いくつかの理由が考えられる。第一に、一七六四年に至るまでは、植民地人が彼らの母国イギリスに対する憲政的関係を明確化する必要性があまりなかつた。彼らは、本国政府が植民地に対する新しい帝国政策を打ち出した時初めて、帝国における彼らの憲政的位置づけについての、彼ら自身の観点を提示することをせまられたのであり、この時、先例としてのアイルランドがきわめて重要な意味を持つことになつた。

第二に、植民地人の心理の中で静かに蓄積されつゝあつた、植民地の現在や未来の経済力にたいする自信が、すでに述べたように、特に一七六七年以後、植民地の著作において広く表面化してくるのであるが、このようなセンティメンツが、植民地に母国からの限定的な独立を保証する憲政的理論の心理的背景を提供したことも考えられる。実際、植民地が完全な分離・独立を目指しているとの、本国政府筋や植民地ロイヤリストの疑念を植民地人が否定した時、それは単に戦術的な否定ではなく

かつた。分離・独立はこの段階においては、例外的な個人の念頭にあつたに過ぎない。しかし、母国への依存から離れてゆこうとする意識下のプロセスは進行していたのであり、この潜在意識は、全植民地的に見るならば、最終的には、一七七六年初頭にトマス・ペインがはなつた大胆な独立論によつて、いわば電極をさし込まれたかのごとく、意識の表面に現れることになる。タウンゼント論争において植民地人は、このプロセスの中途にあつたのであり、その事が彼らをして、母国との結合を維持しつつ、母国から一定程度の独立性を確保できる理論を採用させたと考えられる。個別植民地と母国を、同一君主の権威の下にある独立的政治体であるとする植民地の議論は、このような心理的過程での過渡的な產物として理解されるべきである。

第三に、最も直接的な要因としては、一七六四年以後になつてまき起つた、創設以来の植民地の歴史についての論争が刺激剤となつて、植民地独立国家論の形成を促したことが明らかである。すでに第一章で検討したように、本国政府筋の著作者たちは、植民地が本国イギリスの保護の下に形成され、発展してきたと主張した。これに対して植民地側は、植民地の父祖たちは北アメリカ

の「自然状態」に入植・定住したのであって、その後も植民地は独力で発展してきたと反駁した。植民地の過去について、植民地側にこのように一致した共通認識があつたからこそ、リチャード・ブランド以後、多くの植民地著作者たちが、ロックの移住論を援用しつつ、植民地独立国家論を導くことができたのである。

北アメリカ植民地においては、ロック的・ブランド的な移住論が、本国に対するイデオロギー論争のこの重要な局面を形成するにあたって、決定的な役割を果たしている。しかし、この面においても、植民地の著作者たちが、ブランドのように体系的な議論を開くのは稀であつた。実際、イギリス国王の帝国的権威を前提とする帝国国家連合論は、多くのパンフレットや新聞エッセイに現れている。しかし、たいていの場合、自然状態への移住から植民地独立国家論を導く理論的作業は欠落しており、またイギリス国王との統治契約の観念も明示されない場合が多かつた。

この点で植民地著作物の一般的傾向をよく示している一例として、一七七二年の『ボストン・ガゼット』に掲載された「アメリカ・ソローン」のエッセイを見てみよう。⁽⁴⁾著者はイギリス本国とアメリカ植民地が、共通の主権者の下で互いに独立しているとみなしているのであるが、この独立性について、何らの理論的説明も加えていない。このエッセイは、本国からの完全分離へと向かう植民地人の心理を比較的早い時期に、従つて漠然と示している点で興味深い著作物である。著者は、「眞のロック的原則」を信奉するとして、本国・植民地間の政治的関係に統治の解体の觀念を適用しようとする傾向を示している。しかしながら、彼は、なぜ植民地が独立的政治体と見なされねばならないかという点について、入念に議論をする必要性を感じていらない。「アメリカ・ソローン」は單に、「二つの国 (countries) の臣民は完全に同じレヴエルにあり、平等な権利を持ち、あらゆる点で等しく自由である」と述べているだけである。そして、國家連合体のモデルとしてオランダの例を示しつつ、次のように続けている。

理性と諸国民の経験がイギリス帝国のために指し示す政府の真のプランは、オランダの諸議会 (parliaments) がそうであるように、イギリスとアメリカのいくつかの議会 (parliaments) を（それらが自然にそうであるように）、互いに自由で独立のもの

とすることである。そして国王がこの連合の中心であり、全立法部の三分の一であるのだから、この巨大な政治体の様々な部分が、彼において結合されるであろう。彼こそが、この偉大な政治的機構を導き統制する、この連合の源にして魂となるであろう。

以上のように、多くの著作者たちは植民地独立国家論を、単に事実ないしは當為として提起しているだけであつた。しかし、中には、個別植民地の独立性をあえて説明する著作者もいた。彼らは、リチャード・ブランドが行つたように、『統治論第一論文』第八章、「政治社会の起源について」においてロックが提示した移住論や、副次的には『諸国民の法あるいは自然法の諸原則』においてヴァテルが示した議論に訴えた。

ブランド以後、最も早くブランド的議論を展開したのは、恐らく、プロヴィデンスで一七六八年七月に行われた説教におけるサイラス・ダウナーであろう。⁽⁵⁾ ダウナーの説教は、自らの歴史的アイデンティティーを求めてやまない植民地人の一般的心情を代表している。彼は、アイルランドやドイツのみならずイギリスからの移住民も、本国イギリスから何の援助も受けることなく荒野に定住

し、植民地を発展させてきたと主張し、だからこそ本議会による植民地の通商やマニュファクチャリーの制限は、神が植民地人に与えた恵みを踏みにじるものであると非難する。またこの説教は、アメリカこそが、神がその摂理を実現しようとする約束の地である、とする默示録的観念を、危機の時代に入つてからは最も早く示した著作物の一つである（後に述べるように、この観念は、アメリカ的ナショナリズムが表面化する一七七三年以降に、多くの植民地著作者たちによつて表明されることになる）。以上のような観点から、ダウナーは、植民地の側から見れば、植民地人が「彼ら「イギリス人民」が国王に臣従するのと同じ仕方で、イギリス人民に服従」しなければならないとするに等しい本国側の主張に対しても、とりわけ強く反発している（このような本国側の主張は、一七世紀中頃以来アイルランドに対して、しばしばなされてきたものである）。アイルランドにとつてと同様、アメリカ植民地にとつても、

我々が臣民の臣民であるべきであつて、彼らの意志によつて支配されるべきであるとは、なんと奇妙な言説であろうか！ 同等の臣民が我々に対してこの様な

権力を持つべきであるというのは、どう考へても忍耐の限度を越えている。⁽⁸⁾

これに続けてダウナーは、植民地が最初の定住以来、本国から独立していたものとらえることによつて、植民地の観点からすれば、植民地人を「臣民の臣民」とするに等しい本国側の主張に反駁してゆく。ダウナーにとつては、イギリスが母国であるという事実は、植民地に対する何の権力も優越性をもイギリスにもたらさない。というのは、人口増加によつて移住が不可避となつたイギリスからの移住者たちは、アメリカに彼ら自身の独立した政治体を形成したのだからである。

なおダウナーは、植民地独立国家論の論理的帰結を導くに際して、他の著作者たちよりは、はるかにラディカルであつた。この時期の多くの独立国家論者たちは、本国議会に対して外的規制の権力をも否定する所まではゆきつかなかつた。しかしダウナーは、タウンゼント諸関税を批判するに際して、それらが税収を得るための関税（従つて内政干渉）であるとして非難するのみならず、

イギリスによるアメリカの通商規制（外的規制）も「自然の法に対する公然たる侵害」にあたると主張している。⁽¹¹⁾ このような主張の前提となつてゐるのは、イギリスの議会（parliament）は、それ自身の議会（parliaments）を持つ植民地において何らの権力も持ち得ない、とする觀念である。彼らが欲する所に行くのである。⁽⁹⁾

数ヶ月後の一七六八年九月には、『ボストン・ガゼット』誌上に、移住の自然権の概念に基づく純粹な形態のことにおいてダウナーは、移住論を人口増加と結びつけ

議論が現れ、この記事が更にニュー・ヨークの新聞に再掲載されている。⁽¹²⁾ 「クレリカス・アメリカナス」という筆名の著者が、九項目の反語的疑問文からなる、非常に

興味深い記事を同誌に投稿している。著者は、最初の五項目の問題設定において、移住から始まって植民定住者とイギリス本国との間の契約に至る過程についての規範的な議論を展開している。著者は移住の自然権の概念を用いて、後にプリマス植民地の父祖となるピューリタンたちが、まずはオランダに移民した経緯を説明しつつ、次のような問題提起を行う。

イギリス国王の臣民である、他のどのような国王の臣

民であれ、自由に生まれついた臣民は、彼らの動産を携えて、彼らの君主のドミニオンから、彼らの選ぶ何らかの他のドミニオンに移住する権利を持つてはいいないであろうか？

そもそもしそうであるならば、これら移住者たちの義務は、もはやイギリスにはないことになる。

一定数の家族がイギリス国王のドミニオンから移出し、

他のドミニオンに定着した時、彼らは誰の臣民となるのであるうか？

移住者たちはイギリス臣民ではなくなり、従つてイギリス議会の法によって拘束されなくなる。「ニュー・イングランドにおけるプリマスの最初の定住者たちが、イギリスから移住してオランダに落ち着いた」時、彼らはすでにイギリス臣民であることをやめたと見なされねばならない。というのは、「イギリス議会が、イギリス国王のための収入を得る目的で、これらの人々がそこ「オランダ」にいる時に、彼らに対して税を課する」ということは考えられないことだからである。

「クレリカス・アメリカナス」の反語的エッセイは更に続いて、北アメリカの諸植民地の建設を、独立諸国家の設立として叙述してゆく。「イギリス人が到着する以前には、北アメリカの原住民こそが、これらの土地の正当な支配者にして所有者であった」。アメリカ先住民から北アメリカの土地を購入しない限り、誰であれ、これらの土地に対する権利を主張し得ない。植民地建設の父祖たちは、「イギリス国王の財源によつて」ではなく、

購入したのであるから、諸植民地はもともと独立諸国家であったと見なされなければならない。

依存や従属は、全くのところ、植民地の特許状に含まれているイギリスとこれら植民地の間の誓約と契約に基づいているのではないか？

彼ら「最初の定住者たち」は、彼ら自身の独立した政府を設立する権利を持つていたのではなかつたか？そしてもし彼らがそれを実行したとするならば、イギリスが彼らの所有物に対して何らかの権利を正当に主張したり、彼らの同意なくして法を押しつけることができたというのは、オランダの諸國家に対してそうすることができたというのと同じことではないか？

「クレリカス・アメリカナス」はタウンゼント論争の段階では、ロックの移住の自然権に基づく植民地独立国家論の最も明晰で最も体系的な表現であった。このエッセイは、更に第六項目以後において、上記の本国・植民地間の契約関係に、ロック的な「統治の解体」の観念を適用するという、きわめて大胆な展開をみせていくのであるが、この側面の検討は、抵抗権を扱う次節に譲りたい。著者の議論は、一七六八年の段階では、恐らくあまりにもラディカルであり過ぎた。この後、二年以上にもわたって、この議論は何の反応も引き起こすことがなかった。

以上のように著者は、植民地の最初の定住をイギリスから全く独立的なものと概念化した上で、本国・植民地関係を契約に基づくものと規定してゆく。帝国国家連合論者たちが、普通は植民地人とイギリス国王との間の契約関係を考えるのに対し、「クレリカス・アメリカナス」はこの契約が、植民地とイギリスとの間に結ばれたものとする。

北アメリカにおけるもともとの征服されない植民地の、イギリス帝国とその政府に対する政治的結合や連結や

一七七一年に入つて、『エセックス・ガゼット』が「クレリカス・アメリカナス」を掘り起こして再掲載し

た時、イップスウイッチ（マサチューセッツ）のセパラティストの牧師であつたジョン・クリーヴランドが、「ジョハネス・イン・イレモ」の筆名で、「クレリカス・アメリカナス」の議論を支持する長文のエッセイを書いている。このエッセイは、まず『エセックス・ガゼット』に掲載され、二週間後には『ボストン・ガゼット』⁽¹⁴⁾に再掲載されている。クリーヴランドは「クレリカス・アメリカナス」の反語的命題を正確にたどりながら、移住の自然権の概念や植民地独立国家論を、彼の先行者以上により入念に提示している。しかも彼は、タウンゼント諸税廃止後も抵抗運動を維持する目的で、本国・植民地関係に「統治の解体」の観念を適用できるように、本国・植民地関係の契約的性格をとりわけ強く強調している。

第一にクリーヴランドは、ロックの政治論を簡略にまとめて、市民国家は、自然状態の下では必ずしも安全ではない「全ての個人の自然権と財産を守り、促進する」ために、「相互の合意と契約によつてもともと形成された任意の組織体」であるとする。そして、「移住の権利」を人類共通の自然権であるとして、次のように主張している。

市民国家が、彼らの自然権を守るために、本来、契約によつて形成された任意的社會であるならば、この契約が侵害された場合には、害を受けた者は、彼らの選択する場所へ行つて保護を受けるか、または彼らの好みところであれば世界のどのような國家や地域へでも移動する自由を持つ。

クリーヴランドにとつては、植民地の父祖たちは本国政府の契約違反によつて、イギリス社会から移住して出ざるをえなかつたのであるから、明らかに彼らは移住した時点で、イギリス臣民ではなくなつたのである。理論的には彼らは、彼らの出生国との関係において自然状態にあつたことになる。

これに続いてクリーヴランドは、植民地の父祖たちが定住し始める以前のアメリカ先住民が、イギリスとは対等の独立性を有していた、との論を展開してゆく。彼はとりわけこの点を強く強調している。というのは、植民者たちが大西洋のこちら側で土地を「購入した」時、彼らの定住地が母国イギリスに対して何の関係も持たない自然状態にあつたと主張せねばならないからである。「クレリカス・アメリカナス」の命題を更に発展させて、

彼は次のように論述している。

「北アメリカは、最初の植民者たちがやつて来た時」、インディアン諸君主のドミニオンであり領域であり所有物であつたのであって、現在、中国や日本、あるいはモスクワのタタールがそうでないのと同じように、イギリスの支配領域や国家に属してはいなかつた。従つて、次のような議論が成り立つ。

イギリス国王は、この国(Country)を発見したからといって、この国に対して何の権利も主張できないし、また、この国を彼の臣民の特定の人々に付与する正当な権利を持たない。それはちょうど、マッサソイエトやミアンティノモやアンギヤスや、その他アメリカなどのようなインディアン君主も、イギリスに対して何の権利も主張できないのと同じ事である。

クリーヴランドは、「クレリカス・アメリカナス」に従つて、更に、本国・植民地関係を純粹に契約に基づくものと規定し、この契約関係に統治の解体が生じたと宣言している。しかも彼は、彼の先行者どちがつて、契約がイギリス国王と個別植民地の間に結ばれた、と示唆し

北アメリカ植民地の最初の定住者たちは、彼らが北アメリカに移住した時、インディアン諸君主のドミニオンに参入したのではなく、「イギリス国家の公的資金によら

ている。この議論は、一七七一年の段階では、あまりにも大胆であった。というのは、この議論は、その論理的帰結として、国王こそが彼の悪政によつて、本国・植民地関係の解体をまねいた、ということを含意し得るからである。以上二つの新聞エッセイは、ロック的ブランドの独立国家論のコンテクストにおいて、ロックの抵抗権論を適用してゐるため、抵抗権を扱う次節で改めて検討の対象としたい。

ジョン・クリーヴランドのエッセイが登場した六ヶ月後に、クリーヴランドほどラディカルな主張を含んではいないが、植民地の著作者たちが移住論を展開するに際して、拠り所とした思想的権威が誰であつたかを示す記事が、「ボストン・ガゼット」に現れている。サミュエル・アダムズが「ヴァレリウス・ポブリコラ」の筆名で書いたこの記事は、植民地独立国家論に立つて統治の解体を主張するところまで議論を進展させてはいないのであるが、ヴァテルとともに主にロックが、植民地の著作者たちの移住論や植民地独立国家論の形成において、決定的な役割を果たしたこと(15)を明示している。同時にこの記事は、植民地人たちがしばしばロックの名前と結びつけられるウイリアム・モリヌウを通じて、「アイルラン

ドの先例」に関心を持つたことをも例示している。

サミュエル・アダムズの記事は、トマス・ハチンソンの『マサチューセッツ港湾植民地の歴史』に対する批判として書かれた。ハチンソンが、植民地の創設者たちは、「彼らが植民地人であり、従つて、母国の支配に服することをよくわきまえていた」とするのに対し、アダムズは、「我々の祖先たちのイギリスに対する政治的関係はどのようなものであつたか」を問題とする。そして、ハチンソンが「忠誠義務は地域によつて限定されず、永遠で不可譲なものである」とするのに対し、アダムズはロックを引用しつつ、ロックの暗黙の同意と移住の権利の観念によつて、ハチンソンの主張に反駁している。ロックの明白な同意と暗黙の同意の区別に依拠しつつ、アダムズは次のように主張している。即ち、「人は皆生まれながらにして自由」であり、彼自身の自由な同意によつて政治社会に参入する。しかし、その際に「明白な同意」を与えた人々のみが、その社会の十分な構成員資格を持ち、「その国家の永久の臣民」となるのであって、彼らのみは、その社会の政府に対する政治的服従義務を撤回することができない。これとは対照的に、国家内に土地を所有するという事実によつて、単に「暗黙の同

意」を与えていたに過ぎない人々は、「その社会の政府の法に服さなければならぬにしても、その社会の「永久の」構成員」になつたのではない。暗黙の同意者は、

国家内にある彼らの土地を放棄するならば、国家に対する忠誠義務からも同時に解放されるのである。以上の議論に続けてアダムズは、『統治論第二論文』一二一節を引用しつつ、移住の自然権を主張している。

国民の政府の管轄権の下にある土地を享受することによつて、彼らがその政府に服さねばならなかつた服従義務は、ロック氏によれば、この享受とともに始まり、ともに終わる。それは単に政府に対する暗黙の同意に過ぎなかつたのである。そして彼らが、寄付や売買その他によつて土地の所有権を放棄するならば、彼らが明確な約束や明白な契約によつて拘束されていることが明らかにされない限り、彼らは、何らかの他の国に「自らを」組み込むか、世界の中で自由でまだ所有されていない部分において、無人の地で、新しい国を始める自由を持つのである。

更にアダムズは、移住の自然権についてのもう一人の

権威であつたヴァテルにも訴えつつ、彼の主張を補強しようとしている。

もう一人の卓越した著作家「ヴァテル」が言つているように、すべての人は自由に生まれついているのであるから、市民の息子は、分別のつく年頃になれば、彼が生まれついた社会に参加することが、彼にとつて好都合であるか否かを検討してかまわないのである。もしも彼が、その社会にとどまることによつて何の利益ももたらされないと判断するならば、彼がそこを去るのは自由である。

アダムズの歴史においては、イギリス系の植民地建設の父祖たちは、彼らの生国を離れる権利行使し、アメリカにおいて、「独立の「インディアン」諸君主が権利を主張し、所有していた国（country）に」移入したのである。そして、彼の先行者たちと同じく、アメリカ先住民に関する道徳的問題を無視して、アダムズは最初の植民者たちが「正当な所有者たちから土地を公正に購入した」と主張する。植民者たちは、「イギリス国民の費用によつてではなく、彼ら自身の負担によつて」北アメ

リカに憲政的自然状態を「購入した」のであるから、アダムズにとつては、彼らは、ロックの言うところの「無人の地」で新しく社会を創設した、と見なされねばならないのである。

以上のように、最初の植民定住地の独立性を理論的に確保した上で、アダムズの議論は、現在の植民地とイギリス国王及びイギリス本国議会の憲政的関係の考察に移つてゆく。他の多くの植民地独立国家論者たちと同様に、彼は、独立の行為者としての植民者たちが、イギリス国王との間に源初の契約を結んだのであって、この契約が植民地特許状に体現されているとする。一方で彼は、植民地人たちが、この契約によつて「イギリス人としてのあらゆる自由と免責特権」を確保したのであり、イギリス憲法に従つて、彼ら自身の自治的立法権を得ることになつた、と主張する傾向を見せている。同時に他方で明らかに彼は、植民者たちがイギリス国王との間でのみ契約関係に入ったのであって、「イギリス議会の法に従うべく拘束」されないとの議論を展開している。植民者たちは、契約によつてイギリス国王の「自発的臣民」となつただけであつて、「母国の支配に服する何らかの明白な契約関係」に入つたのではないのである。「あらゆ

る国家において、立法権が最高の権力である」。国王は、総督を任命することによつて、マサチューセッツの立法機関の一部となつてゐる。しかし他の国家の最高権力であるイギリス議会は、マサチューセッツにおいては何の権力も持ち得ないのであつて、マサチューセッツの最高権力はあくまでも総会議に存するのである。⁽¹⁶⁾

最後に、この新聞エッセイを締めくくるにあたつてアダムズは、植民地人にとつては、ジョン・ロックがウイリアム・モリヌウを通じて、「アイルランドの先例」と結びついていたことを例示してゐる。ハチンソンが、イギリス国王の権威の下での自治権を求めるアメリカ植民地とアイルランドの主張を結びつけて、「アイルランドの人々は、我々の祖先と同じ誤りをおかした。すなわちそれは、彼らがイギリス議会制定法の支配を免除されてゐると考えたことである」とするのに対し、アダムズは、「我々は、モリヌウ氏のように賢明であり、また付け加えていいと思うのだが、きわめて学識のある人物の議論「の方」を尊重するであろう。とりわけ、その議論が、彼の友人であつたロック氏の推賞を受けているだけに、なおさらそうである」と反論して、このラディカルなアイルランド自治権の理論家を擁護してゐる。ロック

ク自身はモリヌウの議論に対する理論的責任を公的に否認しているのであるが、『統治論第一論文』は、植民地人の心理の中では、明らかに「アイルランドの先例」と関連づけられていたのである。

「ヴァーレリウス・ポプリコラ」において、サミニュエル・アダムズがもっぱらロックに依拠して議論を展開しているのに対して、植民地人にとって、移住論のもう一人の権威がヴァテルであつたことを明示している例は、

一七七一年に『マサチューセッツ・スペイ⁽¹⁷⁾』に連載された「センティネル」の第七エッセイである。著者は、ジョージ三世が一七六四年にイギリス正規軍をボストンに導入したことを批判して、「国王には〔ボストンに〕軍隊を送る何らの権利もない」と主張する。そして、この目的のために、ヴァテルの移住論を援用しつつ、今やボストン人にとってはますますなじみ深いものとなりつつあつた植民地独立国家論や、植民地とイギリス本国との統治契約の観念を提起している。

第一に著者は、『諸国民の法あるいは自然法の諸原理』第一巻二二三節におけるヴァテルの陳述を要約的に引用しつつ、市民がその生国を離れ去る権利を強調している。

諸国民の法についての最も明晰な著作家の一人であるヴァテルが言うところによると、……「市民が彼らの国を去る絶対的な権利を持つ場合がいくつかある。これらは、第一に、君主が彼の義務を果たすことを無視し、従つて契約が破られた場合であり、……第二に、市民が良心の問題においてとり調べを受け、彼らの宗教を享受することを禁止される場合である……」。

著者にとつては、アメリカへの最初の入植者たちは、両者の意味において、イギリスからの移出を正当化され得るのであつた。ロックにおいてと同様に、ここにおいても、移住の権利は、現存する社会や統治の正当性を保証する安全弁として機能している。というのは、この権利が保証されないのであれば、「社会は危険なものとなり、政府は抑圧と隸属をたやすくもたらす手段となる」からである。

以上のように、「我々の祖先がイギリスを離れ去る権利を持つていた」とを論証した上で、次に著者は、「彼らが移住した時、彼らは即時に一個の独立した人民(an independent people)となつた」との議論を展開していく。移住者たちは「その国家「イギリス」を永久に

放棄した」のであり、彼らの以前の君主との関係において、「自然状態に回帰した」と見なされるべきである。

従つて、この時点では、イギリス国王は、「火星やその他の太陽系の惑星の住人に対する何の権力も持たない」と同様に、彼らに対して何らの権力も持たない」のである。植民地建設の父祖たちは、アメリカの荒野に彼ら自身の独立国家を設立したのである。

最後に著者は更に続けて、二つの独立の国民の間に結ばれた統治契約の概念によつて、イギリスとアメリカ植民地の間に現存する関係を検討してゆく。著者によれば、アメリカ人たちは、保護を受ける目的で、「彼ら自身よりも強力な国民」であるイギリスと契約を結んだのであつて、この契約は一連の植民地特許状に含意されているのであつた。しかし、この契約は相務的な関係を創り出したものに他ならず、「決して我々の独立性に影響するものではなかつた」。アメリカ人はイギリスによる保護を受ける代償として、彼らの自然権の特定部分を譲渡しただけなのである。こうして「センティネル」は、国王によるボストンへのイギリス正規軍の導入は、独立した二つの当事者間の相務契約に対する公然たる侵害にあたる、との結論を導いている。

ボストンのある著者が、「アフリカ貿易」を告発するためには、独立国家論に訴えている事実は、少なくともボストンにおいては、同理論がますます広く受け入れられるようになつてゐた事の証左と見なし得る。植民地独立国家論の論理的的前提は、イギリス国王ないしイギリスと植民地とが、契約や同意によつて政治的関係を持つに至るのでなければ、相互の関係において自然状態にある、ということであつた。一七七一年の『ボストン・イヴニング・ポスト』誌上のある著者はこの論理を、「アメリカの住人が、ニグロランドやギュニアの住人を永久の奴隸状態に置く権利があるか否か」という問題に適用して、奴隸の輸入に反対する議論を展開している。⁽¹⁸⁾ 著者によれば、「契約によつて結びつけられていない、自然状態における人類は、平等の状態にあり」、アフリカ人はアメリカ人と同様に「道徳的に自由な行為者」であつて、彼ら自身の「独立の諸国家を構成している」のであるから、アメリカ人との関係においていまだ自然状態にあることになる。そして、両者の間に「何の契約も存在しない」限りは、「アメリカ人やヨーロッパ人がこれらの人々を奴隸とする何らかの権利を持つことは全くあり得ない」ことなのであつた。

しかしながら、独立国家論に訴えて奴隸貿易を批判したニュー・イングランドの著作者たちでさえ、同じ論理をアメリカ先住民の問題には適用しなかつたことに、我々は留意しなければならない。リチャード・ブランドンはこの問題については何も語らず、単にロック的移住者たちが北アメリカの「自然状態」に独立国家を建設した、とするのみであった。ブランドン以後の著作者たちは、すでに見て来たように、移住者たちがインディアン諸君主から土地を「購入」した、とすることによって、北アメリカに先住民が存在した問題を回避しようとした。しかし、「購入」という論法によつてはこの問題が回避できないことは明らかである。というのは、土地の「購入」によつては独立国家を建設するために必要な土地に対する政治的支配権（ドミニオン）がもたらされないことは明らかだからである。次章で検討するように、この後多くの著作者たちが、「購入」と同時に「征服」の概念によつて、この問題を処理しようとするようになる。確かに端的に先住民の土地を「征服」したとすることは、それに付帯する道徳的問題を無視するならば、「購入」よりは独立国家建設のための土地に対する権利をよりよく保証する。しかし、この場合、『統治論第一論文』にお

いては、征服は征服者に、被征服民の財産に対する支配権をもたらさないのであるから、ロック的移住論・独立国家論の中に、非ロック的要素が混入することになることに注意しておかねばならない。

抵抗運動の著作者たちは、本国議会権力からの植民地の独立性を主張する植民地独立国家論を提起するに際して、一方で、以上に見て来たようなロックの移住の自然権の概念に基づく合理主義的な議論を展開すると同時に、他方で、これとは全く別に、国王大権についての（イギリス本国の政治思想のコンテクストにおいては）一七世纪的な憲政的解釈に基づく議論をも展開している。後者の型の議論においては、国王が彼の大権によつて、彼の臣民を本国議会への服従義務から解放することができるとか、イギリス領北アメリカのように、海外に新しく獲得された領域は、国王の私的な所有物であつて、議会権力の及ぶ範囲を越えている、といった主張がなされてい。植民地独立国家論が君主大権に関するこのような憲政的思考に支えられている場合、議論の妥当性は、「議会外の国王」（King without Parliament）の観念が有効か否かにかかってくる。第一章第四節でふれたように、一七六六年のリチャード・ブランドンが、この種の議論の

可能性をすでに示唆していた。そして、早くも一七六九年には、ロンドンの反政府的著作者たちが、ロック型の植民地独立国家論を提起しつつ、それを君主大権型の議論で補強するという作業をしている。植民地においては一七七三年に、マサチューセッツ代議会が、ハチンソン総督の本国議会権力至上論を論駁するため⁽¹⁹⁾に、もっぱら君主大権型の議論を開拓している。

アメリカ植民地の憲政的位置づけと権利についての、一七六九年のロンドンでの論争においても、植民地の独立性に関する議論が並行して起き起っていた。植民地におけると同様にロンドンにおいても、反政府的立場をとるいくつかの著作者たちが、ロックの移住論を基礎として、独立国家としての植民地の概念を提起していた。しかし、ロンドンにおいては、著作者たちは、しばしばロック的な議論を、植民地を君主大権の延長上にとらえる非ロック的な議論で補強しようとしている。更に、ロンドンにおける論争の興味深い点は、この時期に最も多作な政治筋のプロパガンディストであつたウイリアム・ノックスが、論敵の弱点をうまくつきつつ、ロックの暗黙の同意の概念をもつて、移住論や植民地独立国家論に反論していることである。本章第二節ですでに若干触れ

た三篇のパンフレットが、ここでも重要な著作物となる。すなわち、匿名著者による『ヒルスバラ伯への手紙』、ウィリアム・ノックスの『イギリスと植民地の間の論争の再考察』、及びエドワード・バンクロフトによる『論争の再考察への論評』である。

植民地の抵抗運動を支持するにせよ、それを批判するにせよ、これら三篇のパンフレットにとって、ロックの政治論が重要な位置を占めている。前節で見てきたように、いずれの著者も、『統治論第一論文』第一三八節から一四〇節における、課税に関する立法権力抑制の原則に重大な関心をよせている。しかし論争の主たるテーマは、タウンゼント論争の段階に入つて、とりわけボストンにおいてさかんに議論されるようになつた、植民地独立国家論であつた。同理論を支持ないしは反証するためには、著者たちは、一方で植民地諸特許状を歴史的に検討することによつて、他方で植民地の権利と義務を理論的に証明しようとすることによつて、彼らの議論を開拓している。そして、後者の理論的當為においては、ロックが、著者たち、とりわけウィリアム・ノックスが訴えかけた主たる権威としてたち現れている。この論争はロンドンにおいてのみならず、ニュー・イングランドにおいてのみならず、ニューヨーク、マサチューセッツ、ペンシルベニアなど、植民地の各州においても、熱烈な議論となつた。

ても人々の注目を集めたはずである。三篇ともに、一七六年年内にボストンやニュー・ロンドンでパンフレットとしてリプリントされ、このうち二篇は、更にニュー・イングランドの新聞に掲載されている。

匿名で出版された『ヒルズバラ伯への手紙』⁽²⁰⁾は、タウンゼント諸法が植民地をして抵抗せざるを得ない窮地に立たせたとして、本国政府に対する植民地の抗議を熱狂的に支持しようとするものである。著者は、本国・植民地間の主張の不一致が、植民地の分離のための武力抗争にゆきつく場合をさえ想定して、そうした場合の植民地の民兵兵力の強力さを強調している。⁽²¹⁾しかし、著者の主たる関心は、植民地が議会権力の外にある独立諸国家であるとすることによつて、「実質的代表」理論を論駁することにある（但し、著者は本国議会の植民地における外的規制の権威は認めている）。そしてこの目的のためには、著者はロックの移住論を援用している。彼はまず、本国内における「実質的代表」理論の有効性を認める。四〇シリングのフリー・ホールドを持たないイギリスの住民は、「実際に議会議員に投票しない」が、しかし彼らは「我々の法に服従義務を負つていて」と言うのは、彼らは、

その法が衡平でもなく、彼の利益にも一致しない社会から身を退くという、あらゆる個人に与えられている権利を行使しなかつた「からである」。⁽²³⁾

言い換えるならば、移住の自然権を行使しなかつた人々は、彼らのもととの社会の政府に同意を与えた、と見なされねばならないからである。しかし、著者によれば、この論理は植民地人には適用できない。というのは、彼らは、

彼らの自然権を行使して、遠くの未開の国（country）に退き、明確な特許状と特權を持つて別個の諸国家となつた「からである」。

しかしながら、著者の移住論は、国王権力の役割が強調されるこのパンフレットの後の部分に入ると、非ロック的な表現を呈し始める。そこで著者は、最初の植民者たちが、「彼らの君主の同意を得て」移住したとか、国王が彼の大権によつて植民者たちに特許状を与えることによつて、植民地を「[本国]議会の権威から解放した」と主張している。ここにおいて植民者たちは、イギリス

国王の臣民としてアメリカに移民したものとして描かれており、従つて、国王と移住者たちとの統治契約の概念も欠落している。しかし、本国議会と植民地との憲政的関係については、なお著者の論理は一貫している。彼は、「この王国を離れてゆく人は、まさにその事実によつて議会権力「への服従義務」から解除されている」のであり、従つて、植民地人の同意を制度的に体現する植民地議会が、本国議会と同等の憲政的地位を持つ、と主張し続けている。「本国議会の権威は、その適正な範囲において「つまり本国内においては」まさに至高のものであるが、同じ事が、各植民地の議会についても言わればならない」⁽²⁵⁾のである。

『イギリスと植民地の間の論争の再考察』において、⁽²⁶⁾ ウィリアム・ノックスは、彼の論敵たちのイデオロギー的背景をよく承知した上で、移住の自然権ではなく、暗黙の同意の概念に議論を集中させることによって、植民地独立国家論に論駁している。ノックスの議論にとって、ロックは唯一の最も重要な権威であつて、ノックスは、『統治論第一論文』が「彼「ロック」が決して促進しようとはしなかつた法外で不合理な多くの主張の基礎として信頼を受けて」しまつていると主張している。實際、

「暗黙の同意」はロックにおいて、移住の自然権と表裏一体をなす対概念であつて、彼の論敵がロックの政治論を誤用していると判断する限り、ノックスが「暗黙の同意」概念を強調するのは当然のことであった。

第一にノックスは、ロックが「暗黙の同意」に定義を与えた一一九節を引用しつつ、イギリス本国内における「実質的代表」観念の妥当性を主張する。ノックスは、「国王、貴族院、及び庶民院」は、選挙を通じて、個々の有権者ではなくイギリス社会を全体として代表している、と主張する。議会の選挙権を持たないイギリス臣民も、イギリス社会で財産権を享受している限り、至高の議会の権威に服することに「暗黙のうちに」同意していくことになる。つまり、議会は四〇シリングのフリー・ホールドを持たない人々をも含めて、イギリス社会の全體を代表しているのである。

イギリス臣民は誰でも、議会によつて課税される時、それは彼自身の同意によつて課税されるのである。というのは、彼は、社会が全体のために行為するようにと権力をあづけた人々の同意によつて課税されるからである。従つて、共同体の構成員は誰でも、統治の形

態が存続している限り、社会が任命した人々によつて課されるであろう税や、その他、彼らによつて制定される法の全てに對して、彼の暗黙の同意を承諾せねばならないのである。⁽²⁸⁾

更にノックスは、イギリス本国と諸植民地が合わせて一つの政治社会を構成していると主張することによつて、上記の論理を植民地人にもあてはめてゆく。というのは、「アメリカにおけるイギリス臣民が、なお我々の共同体の一部であり続けるならば」、彼らが本国議会によつて代表され、その法によつて拘束されることに暗黙の同意を与えていた、と正当に主張することができるからである。植民地の著作者たちや、本国の反政府的著作者たちは、植民地独立国家論を導くために、ロックの移住の自然権の概念を用いている場合にも、しばしばその議論を、本国外に新しく獲得された植民地は国王の私的な所有物である、との議論で補足し、国王が彼の君主大権によつて、植民者たちを本国議会権力の外に置く事ができると主張した。これに対してもノックスは、ロック的移住論に直接反論を加えることはしていない。というのは、彼の「暗黙の同意」理論が、その裏側にある移住論に対しても

は、定義によつて、有効な反論の根拠とはならない事を、彼がよく承知していたからである。かわりにノックスは、彼の論敵たちの議論のもう一つの側面であつた君主大権論に反撃を加えて、本国議会の権威を強調するという戦術を開展してゆく。

そして、この戦術を遂行するにあたつても、ノックスはロックを唯一の権威としてひきあいに出している。実際、執行権力に対する立法権力の優位性を主張することは、ロックが『統治論第二論文』を書いた際の重要な意図の一つであり、ノックスは『統治論第二論文』の一三四節、一四一節、及び一四九節を広範に引用しつつ、ロック政治論のこの局面に、彼の議論の焦点を合わせてゆく。ロックを根拠としつつノックスは、国王権力は議会内においてのみ機能するのであるから、海外に新しく獲得された領域を国王が自由に支配・処分することはできない、と主張する。国王権力は議会に従属するのであるから、国王が彼の特許状によつて、彼の臣民を議会への服従義務から解放することはできないのである。そして、この様にイギリス憲政における国王大権の役割を低く評価するノックスの立場から見れば、ロックの政治論でさえも国王大権を「公共の善のために自由裁量に従つ

て行動する君主の権力』として残存させている故に、無条件では受け入れがたいものであった。ノックスにとつては、ロックでさえも、『統治論』を書いた「時代の気分と流行」⁽³¹⁾の故に、「不適切さと誤謬」とを免れていないのであつた。

ノックスは、一八世紀イギリスのウイッグにとつては正当なる原理であつた「議会における国王」(King in Parliament)を主張し、そのために「ロック氏」の権威に訴えつつ、国王がイギリス臣民を議会権力の外に置くことができるという、彼の論敵たちの国王大権型の移住論や植民地独立国家論に反論している。国王大権が否定された以上は、植民地は「いぜんとして我々の共同体の一部を構成している」のである。従つて、ロックの「暗黙の同意」概念に基づくノックス版の「実質的代表」原理は、植民地人が同一のイギリスの政治社会内で財産権を享受している限り、彼らにも適用されるべきものとなる。ノックスは、『統治論第一論文』の七三節や一二〇節を引用して「暗黙の同意」概念を重ねて説明しつつ、次のように結論づけている。

従つて、植民地の全ての土地は、イギリスの支配領域

(dominions) の一部であることが明瞭に示され、それらの土地の所有者が、イギリス国家から引き出された権威と権利によつて土地を所有していることが明らかである。ロック氏は、イギリスの立法権力が、それらの土地の所有者の服従義務に対しても要求している権利について、他のどのような証明をも要求しないであろう。⁽³²⁾

實際、「暗黙の同意」概念に基づくノックスの議論は、反政府的著作者たちに対し、非常に有効な反論となつてゐる。もしも彼らが、リチャード・ブランドや、とりわけ「クレリカス・アメリカナス」やジョン・クリーヴランドが行つたように、ロック型の移住論・植民地独立国家論を貫徹させていたならば、ノックスはロック的議論に正面から反論せねばならなかつたはずである。しかし實際はそうではなかつた。ロック政治論においては、出生によつて属する共同体の統治権力に暗黙の同意を与える意図をもたない人々は、その共同体を放棄して移住し、他の既存社会に自らを組み込むか、あるいは新しい社会を創設する自然権をもつてゐる。そして移住者は、相務契約関係を成立させることを選択しない限り、彼らの元々の社会との関係において、理論的には自然状態に

あることになる。もしも植民地独立国家論者たちが、この論理を貫させ、従つて、植民地特許状を、個別植民地と母国イギリスとの間に結ばれた源初の契約と見なすならば、彼らの議論はロック的有効性を持つことになる。この場合、植民地独立国家論者たちは、最初の植民者たちが「暗黙の同意」者ではなかつた、とすることができるのであるから、ノックスの「暗黙の同意」論は無効となつたはずである。しかし実際には、危機のこの段階での植民地独立国家論者たちは多くは、ロック型の議論を展開しつつも、それを国王大権型の議論で補足し、海外の新領土は国王の所有物であるとか、国王が彼の大権をもつて、彼の臣民を議会への服従義務から解放することができる、と主張している。言い換えるならば、ノックスが正当に指摘しているように、彼らは人類共通の移住の自然権を主張しつつも、同時に彼らにとっては国王大権によつて保証される、イギリス臣民としての権利を主張するという混乱を起こしているのである。⁽³³⁾ ノックスが明確に察知していたように、国王大権型の議論は、植民地独立国家論に理論的困難をもたらすものであつた。といふのは、この型の議論においては、ひとたび国王大権の機能が否定されてしまうならば、最初の植民定住者は

イギリス臣民として移住したのであつて、植民地はイギリス社会の延長に過ぎない、と議論することが可能となるからである。ノックスは、彼の論敵が危険なまでに極大化しようとしたとした国王大権を問題とすることによって、彼らの議論のこの側面を鋭くついているのである。植民地独立国家論者たちが、国王大権の非ロック的役割を保持しようとするとする限り、最初の植民定住者たちが「無人の地で」新しい社会を創始したとか、各植民地は本来、母国とは独立の政治体であつたとする彼らの議論は虚弱化されざるをえない。遅かれ早かれ、彼らは二つの型の議論を区別し、国王大権の観念に基づく議論を清算せざるをえなくなるはずである。

さて、一七六九年のロンドンでの論争におけるもう一つの重要な著作物は、エドワード・バンクロフトの『論争の再考察への論評』⁽³⁴⁾である。このパンフレットは、植民地に対する本国議会権力の正当性を主張したノックスに対する反批判であり、そのためにバンクロフトは、主にロックの移住論に基づく植民地独立国家論を再提起している。しかしながら、結論を先に述べるならば、バンクロフトもまた、ロックの「暗黙の同意」論を援用したノックスの立場の利点を、認識していなかつたようだ。

われる。

バンクロフトは二種類の議論を展開している。第一に彼は、植民地人もイギリス臣民と見なされるべきであるならば、彼らが、本国内のイギリス臣民と同じ権利と特権とを享受するべきであると主張する。イギリス憲法によつて保証された権利のうちで、最も重要な権利は、同意によつてのみ税を課せられる権利であつて、タウンゼント諸関税は、植民地人の同意を得ていないので、不正な課税と見なされるべきである。そして、この主張を補強するために、バンクロフトは、『統治論第二論文』⁽³⁵⁾三九節におけるロックの「同意による課税」原則を援用するのみならず、アルジャノン・シドニー⁽³⁶⁾を引用しつつ「サクソンの自由」の観念にも訴えている。⁽³⁷⁾第一に彼は、暗黙の同意の有効性を植民地にまで延長しようとしたノックスの議論に反駁を加えている。バンクロフトは、本国議会が植民地の外的規制に関する権力を持つと認めつつも、植民地を、「イギリス本国 (the Realm)⁽³⁸⁾」の外にあり、「従つて」その議会の権力の外にある」「独立の主權諸國家」(distinct and sovereign states) であるとする。そして彼は、この主張を根拠づけるために、一方で各植民地の特許状を吟味する歴史的な議論を展開しつつ、他

方で同時に、ロックの移住論を援用している。

バンクロフトは、ノックスが「暗黙の同意」論を引き出した『統治論第二論文』の同じ七三節を引用しつつ、ノックスとは逆に移住の自然権の概念を強調している。

ロック氏が繰り返し宣言しているように、人は国家内に生まれたことによつて、その国家にとどまり続ける何らの義務の下にもないのであり、全ての人は生まれながらにして自由であつて、「いかなる社会に参加するか、また自らをいかなる国のもとに置くかを選択する」権利を持つてゐる。このことが本当であり、我々の植民地の最初の住人たちが、彼ら自身を「本国イギリスから」分離する正当な権利を持つていたのであるならば、イギリス憲法のどのような原則の法をもつて、彼らがアメリカに与えられた領域に立ち去ることが禁じられるのであらうか。

バンクロフトにとつては、各植民地は、本国議会権力の及ぶ領域の外にある別個の国家なのであるから、ノックスによる「暗黙の同意」論の植民地への適用は無効となる。バンクロフトによれば、

我々の著者「ノックス」のロック氏からの長い引用も、目下の問題にとつては、全く不適切である。確かにその引用は、国家内に相続財産を得たものは、「それがその下にある条件によって、即ち、その国家のどんな臣民とも同様に、相続財産がその権力の下にある国家の政府に服従する」という条件によって、その財産を受け取らねばならない。しかし、ロック氏のこの主張は、アメリカにおいて土地を得た人々が、これらの土地が決して併合されなかつた国家や国王の政府に服従するべきである、ということを少しでも証明するのであろうか？⁽⁴⁰⁾ それは不可能である！

以上のようにバンクロフトは、ロック型の移住論及び植民地独立国家論によつて、ウイリアム・ノックスの議論に反駁している。しかし、バンクロフトにおいてもまた、『ヒルスバラ伯への手紙』の匿名の著者におけると同様に、ロック的言語が貫徹されていない。移住の自然権は、ここでもまた、「臣民が本国 (the Realm) から身を引き、その法の及ぶ範囲から身を引く」とを許可する「国王の大権」の主張を伴つてゐるのであって、植民地の最初の定住者は、移住の自然権を行使したと見なされる

と同時に、臣民を議会への服従義務から解除する権能を持つ「彼らの君主の同意」を得て、本国を離れたものとして描かれている。⁽⁴²⁾すでに検討してきたごとく、ウイリアム・ノックスの議論が明瞭に示しているように、このような非ロック的議論は、植民地独立国家論をして、一八世紀イギリスのウィッグの正統原理であつた「議会における国王」に基づく批判にさらせることになる。

最後に、バンクロフトのパンフレットにおいて興味深い点は、本国・植民地関係におけると同時に諸植民地間において、新たな連合を構築するべきであるとの提案である。各植民地がコミニッショナーを送つて、「全植民地の総代議会」が設立されるべきであると提唱されている。これは、部分的には、植民地間に利害の対立がたえない故に、本国議会の監督的権威を植民地が必要としているとの、ノックスの議論に対する解答でもある。バンクロフトによれば、こうして共通の政府を持つに至るアメリカ植民地連合と、イギリス国王及び本国議会とが、明確な契約を締結すべく互いに交渉し、「この契約に基づいてイギリス本国とアメリカ植民地とが、「共通の政府や相互の支援及び防衛」のために、「総体的な政治的連盟と連合において」結合するべきであった。⁽⁴³⁾

さて、この時期の植民地において、非ロック的な君主大権型の植民地独立国家論が提起された最も重要な例を見ておこう。それは、一七七二年初頭の会期の、マサチューセッツ総会議において、トマス・ハチンソン総督と代議会の間で闘われた討論の中で、代議会側の主張として表出している。この討議はマサチューセッツからヴァージニアにかけて、少なくとも一四誌の新聞に掲載され、ボストンでパンフレットとしても出版されている。

ハチンソンと代議会の主張の決定的相違点は、イギリス本国と本国外のイギリスの支配領域 (dominion) が、同質的で単一の政治体をなしているか否か、という問題をめぐってあらわれている。ハチンソンのスピーチにおけるように、この問題への解答が肯定的であれば、本国において至高の権力である本国議会が、植民地においても至高の権力となる。逆に、代議会の反論におけるように、解答が否定的となる場合には、本国議会権力は本国内に限定され、個別の植民地議会が本国議会から独立した権力を主張することができるようになる。

まずもってハチンソンは、新しく獲得された領域は、それがいかに「もともとの確立された領域あるいは母国から離れて」いようと、「古来の所有領域と同等に、

自然に國家の一部となる」と宣言している。⁽⁴⁵⁾ そして、「どのような統治においても、至高の、他から支配されない権力、決定し採決する絶対的な権威がどこかに存在せねばならない」のであるから、本国議会権力こそが、一個の政治体としてのイギリスの全支配領域に対して「絶対的で無制限の」権力でなければならぬ、とハチンソンは主張する。⁽⁴⁶⁾ 国王は本国議会を通じてのみ権力を行使し得るのであるから、イギリス臣民の忠誠は、パーソンとしての国王 ("king in his person") ではなく、政治的資格における国王 ("king in his political capacity") に向けられるべきである。従つて、本国外のイギリス国王の臣民も、本国議会の法によつて拘束されねばならないのである。⁽⁴⁷⁾

これに対してもサマチューセッツ代議会は公的な場においては初めての、植民地独立国家論の主張をもつて応答している。代議会によれば、もともとは「異教の人々」の土地であつた北アメリカは、植民定住によつて「海外において獲得された土地」となつたのであって、この土地は、イギリス憲法に従つて、国王の私的所有物となつたのである。そして、個別植民地は、国王の特許状によって、排他的な地方的立法権力を保証されたのである

から、国王の権威の下に成立した「自由で独立の諸国家(free and distinct states)」と見なされるべきであつて、各植民地は、本国議会権力の及ばない、「イギリスの王の境界の外に」存するのであつた。⁽⁴⁹⁾ このような議論によつて、マサチューセッツ代議会は、イギリスにおいては国王権力についての一七世紀的な憲政的観念であつた、「議会外の国王」(King without Parliament)の観念を信奉しつつ、本国議会権力の植民地における役割を無効化しようとしたのである。

マサチューセッツ代議会は、植民地と母国との関係が、統治契約によつて結ばれない限り自然状態にあり、とするロック型の議論を全く展開していない。代議員たちは、ロック型の議論を周知していたはずであるが、恐らくそれは、こうした公的な場で表明されるにはあまりにも挑発的であり過ぎた。かわりに彼らは、植民者たちが本国に、本国外の新たな領土をもたらした、とする国王大権型の議論を展開した。しかし、いざれにせよ重要な事は、タウンゼント諸法の一年前にヴァージニアのリチャード・ブランドによつて初めて行われた、個別植民地の疑似独立的国家としての概念化が、茶法の数カ月前には、マサチューセッツ総会議の論戦における主たる論争点になつ

ていた」とである。この間の七年間の過程で、植民地人が彼らの歴史的アイデンティティを探求し、帝国憲政における植民地の位置づけを模索した時、ロック型の議論と国王大権型の議論があいまつて、個別植民地＝独立国家の概念を、植民地人、とりわけボストン人の間に深く浸透させていったのである。⁽⁵⁰⁾

ロック型であれ国王大権型であれ、植民地独立国家論はその論理的帰結として、イギリス帝国を、帝国の国王の契約的権威の下に結びついた国家連合体と見なす觀念を導く。帝国国家連合論は、その理想型においては、個別植民地とイギリス国王の間に、個別の統治契約が結ばれたとするものである。帝国の各構成部分はそれぞれ別個に、国王の保護を求めて、国王への忠誠を誓約するのである。すなわち、イギリス帝国は、最高の首長としてのイギリス国王との契約を通じてのみ互いに結合する独立の政治体の連盟と見なされるのである。従つて、本国議会の憲政的位置づけは、あいまいなものとならざるを得ない。一方で、植民地独立国家論者を含めて、この時期の多くの著作者たちは、植民地の外的規制の権力を本国議会に割りあてることに、まだ躊躇していない。しかし他方で、帝国国家連合論においては国王が唯一の帝国

的権威なのであるから、この論理は本国議会権力を植民地から完全に排除することができるし、また実際に若干の著作者は、すでにそのような議論を提起していた。

国王大権型の植民地独立国家論は、一八世紀イギリスのウイッグの正統原理であつた「議会における国王」(King in Parliament) に矛盾する。帝国国家連合論は、それがロツク型の議論に依拠する場合も国王大権型の議論に基づく場合も、統治契約が「パーソンとしての国王」(King in person) との間に結ばれたとされる限り、同様にイギリスのウイッグ正統原理とは全く相容れない帝国觀である。植民地人は、この時期の植民地の抗議の対象が、制度上はまだ基本的に本国議会であつたため、本国議会権力を迂回して、国王大権を危険なまでに極大化しようとしていたようと思われる。

しかしながら、帝国国家連合論は、それが「統治の解体」という、もう一つのロツク的言語と融合する時、国王を攻撃する強力な武器となるものであつた。危機のこの段階にあつては、多くの植民地人にとって、国王はまだ、植民地からの請願に表現された苦境を矯正すべき潜在的な救済者であつた。そして国王のこのイメージは、本国議会権力に対して国王権力を優位に置く帝国国家連

合論に非常に適合的であった。しかし、国王が「源初の契約」の他方の当事者と見なされる限り、植民地人が、国王こそが契約を破つたと考え始めるようになる時、彼らはロツクの抵抗権論をもつて国王を攻撃するようになります。この傾向の議論は、もちろんまだあいまいな仕方ではあるが、抵抗運動の前衛であり、国王に対する批判的な言説さえあらわれつつあつた一七七一年以後のボストンにおいて、起こり始めました。

このような帝国国家連合論の枠内での議論の転換は、例えば、一七七一年のボストンのタウン・ミーティングでのジェイムズ・ラヴエルの演説と、一七七三年のジョン・アレンのパンフレットを比較してみると明白となる。ジェイムズ・ラヴエルは、「この植民地の初期の歴史」を回顧しつつ、「我々のイギリスの祖先たちは、彼らの生国において、ある立法にいや気がさして」「その権力範囲を去り」、「さまざまよえる鳥たちのように、より幸福な風土を求め」、ついにはマサチューセッツに定住するに至つた、と陳述する。⁽⁵⁾ そして、植民定住者たちとイギリス国王との契約の観念を提起して、次のように述べています。

彼らは彼との間で、相互の神聖な契約関係に入ったのであって、この契約によつて、土地保有の代償や管理の規則が公正に決められたのである。我々の唯一の真的立法権もこの契約に基づくのである。⁽⁵²⁾

ラヴエルは、内的規制と外的規制という植民地側の区別については一切言及していないが、国王との契約の論理は、明らかに植民地から本国議会権力を完全に排除するものである。本国議会を批判し、国王大権を高く評価しつつ、彼は次のように述べている。

……イギリス議会の我々に対する「権力の」主張は、それ自体違法であるのみならず、アメリカの国王としての国王の大権に対する正真正銘の篡奪にあたる。⁽⁵³⁾

正しく聞く用意がある」のであるから、本国議会による抑圧の下にある植民地人は、「国王の正義を通じて不満の除去を得」なければならないのである。⁽⁵⁴⁾ このような国王による救済という新しい希望が、ラヴエルのような多くの著作者をして、極大化された国王大権の観念に基づく帝国国家連合論に糾合せしめたと考えられる。

ところが、一七七一年のラヴエルとちがつて、一七七年のジョン・アレンは、『アメリカの警告あるいはボストンの訴え』において、同じ種類の議論を開拓しつつも、すでに国王に対して、やや批判的な姿勢を見せるようになっている。アレンは、アメリカを征服したのは植民地の祖先たちであるから、国王も、彼の廷臣も、本国議会も本来は植民地に対して支配権を持たなかつた、と主張する。そして、アメリカ人は、北アメリカに定住した後になつて初めて、「国王との間に源初の契約」を結んだのであり、従つて、「統治に関しては、彼らの国王ズ・ラヴエルはもはやウエストミンスターに問題解決の糸口を見出せなくなつたように見える。かわりにホワイトホールが「救済の扉」として立ち現れている。その結果が上記引用に見られるよう、一七世紀イギリスのトーリー的な国王觀である。国王は「我々のアピールを人々は、

帝国の構成諸要素間、及びこれらの構成諸要素との政治的首長との間の結合を維持するため、帝国の首長であり、諸政治体を結びつける唯一の紐帶である国王において連合しているのである。全てが唯一者において結合しているのであるから、これらの構成諸要素の一つの部分は、他の部分と正に同じ権利、権力、⁽⁵⁷⁾ 権威を持つてゐるのである。

このにおいては、イギリスとアメリカとが国王の権威の下に一個の帝国を構成する、平等で互いに独立の政治体と見なされている。従つて、ラヴエルにおけると同様に、国王は「イギリスによる抑圧」からアメリカ人を救うであろう唯一の救済者としてとらえられている。しかし、アレンにとっては、国王のイメージはもはや単なる保護者ではなくなつてゐる事にも注意しなければならない。アレンは、国王が植民地の請願に答えるであろうとの期待を表明してはいるが、ラヴエルとちがつて、国王がこの期待に答へなかつた場合に、「一つの国民の間の政治的連合が解消される可能性を示唆してゐる。⁽⁵⁸⁾ 実際、このパンフレットの二カ月前に出版された『自由の美しや

についての演説』において、アレンは、ガスピー号焼き討ち事件に対する国王の対応を激烈に非難し、国王の契約違反によつて、アメリカにおいては「本来の主権」が人民に回帰するであろう、とさえ示唆してゐるのである。以上のように、植民地人、とりわけボストン人たちは、国王との統治契約の觀念を残した事によつて、限定的で擬似的な独立性しか求めてはいなかつたのであるが、ロック的政治的言語の枠組みの中で、彼らの政治的共同体をイギリスとは別個の独立国家と考えるようになり始めていた。しかもボストン人の中には、後に植民地を完全な独立へと押し進める」とになる、国王こそが抑圧の原因であるとする、よりロック的な抵抗権論の方向に向かいつつある者もいた。ボストンにおける政治的著作は、いまだあいまいな仕方で、かつ徐々にではあるが、独立宣言のレトリックに向けて動き始めていたのである。

註

(1) Charles H. McIlwain, *The American Revolution: A Constitutional Interpretation* (New York, 1923), 18-110.

(2) Cf. Jack P. Greene, *The Intellectual Heritage of the Constitutional Era: The Delegates' Library* (Philadelphia, 1986), 16-17.

- (3) *Boston Gazette*, August 24, 1767. ハシマニ論事は次の二二論
ト再掲載スル。New York Journal, September 3,
1767; *Providence Gazette*, September 19, 1767.
- (4) *Boston Gazette*, January 27, 1772.
- (5) Silas Downer, *A Discourse Delivered in Providence, In
The Colony of Rhode-Island, upon the 25th. Day of July, 1768*
(Providence, 1768).
- (6) *Ibid.*, 3, 12.
- (7) *Ibid.*, 4.
- (8) *Ibid.*, 8.
- (9) *Ibid.*, 11.
- (10) 例えども、Second Treatise, sec. 115 を参照されだ。
- 「人々がその上に生まれた支配や、その中で育った家族や
共同体から、彼ら自身と彼らの服従義務を撤回し、他の
場所に新たな政府を設立すべし」とした例は、聖俗両方の
歴史において、やわめてしきしき起つてゐる。しかし、
やいかに、原初の時代のあの様に多くの小さな国家が派
生してやれたのであり、その数は、地上に余地が残つて
△△壁△△海△△増加△△やめたのである」。
- (11) Silas Downer, *A Discourse*, 9.
- (12) *Boston Gazette*, September 5, 1768. ハントは New
York Journal, September 15, 1768.
- (13) *Essex Gazette*, February 26, 1771.
- (14) *Essex Gazette*, March 26 and April 9, 1771. ハントハ
ト△△ Boston Gazette, April 8 and 22, 1771.
- (15) *Boston Gazette*, October 18, 1771.
- (16) サムエル・アダムズは、一七七一年にボストンの通
信連絡委員会のために書いた報告文においても、移住の
自然権に言及する事を述べてゐる。すなむか、「人はみ
な、彼らが好む限りは自然の状態じこくまる権利を持
てゐる。そして、政治的であれ宗教的であれ、耐え得な
い抑圧を受けた場合、彼らには、彼らの属する社会を去
り、他の社会に入る権利があるのである」。Boston Com
mittee of Correspondence, *The Votes and Proceeding of The
Freeholders and other Inhabitants of The Town of Boston*
(Boston, 1772), 2-3.
- (17) "Centinel," no. 7, in *Massachusetts Spy*, June 13, 1771.
- (18) *Boston Evening Post*, October 12, 1772.
- (19) ハドソン検証したサムエル・アダムズの新聞エッセイ、
「ハドソン・カウス・ボブリック」 (*Boston Gazette*, October
18, 1771) において、アダムズは基本的にはロック型の
移住論・植民地独立国家論を展開してゐるのであるが、
同時に非ロック型の議論の傾向を示す、小さな痕跡をも
残してゐる。アメリカへの移民に関するハチンソンの主
張を論駁した箇所で、アダムズは、植民地の先祖たちが、
「彼らの君主の許しを得て」 母国イギリスを去つた、と示
唆してゐる。ハの表現は、アダムズの念頭に、君主大権
型の移住論ややいた可能性を示してゐる。
- (20) Anon., *A Letter to the Right Honourable The Earl of Hill
borough, On the Present Situation Of Affairs in America*
..... (London, 1769). ハのペーパーはムサカ一七六九年に
「ホヌヘードニアハムス、ホダ、*Providence Gazette*,

- January 20 - February 17, 1770 ド黙藏書記録
- (21) Anon., *A Letter to the Right Honourable The Earl of Hillsborough*, 28-30, 50.
- (22) *Ibid.*, 47.
- (23) *Ibid.*, 20.
- (24) *Ibid.*, 21-22.
- (25) *Ibid.*, 41-43.
- (26) William Knox, *The Controversy Between Great Britain and her Colonies Reviewed; The Several Pleas of The Colonies, In Support of their Right to all the Liberties and Privileges of British Subjects* Stated and Considered, (London, 1769). ド黙藏書記録 | 1769年ド黙藏書記録
- May 18, 1769 ド黙藏書記録
- Janice Potter, *The Liberty We Seek; Loyalist Ideology in Colonial New York and Massachusetts* (Cambridge, Mass., 1983), 88.
- (27) William Knox, *The Controversy Between Great Britain and her Colonies Reviewed*, 32.
- (28) *Ibid.*, 29.
- (29) *Loc. cit.*
- (30) *Ibid.*, 29-30.
- (31) *Ibid.*, 32-33.
- (32) *Ibid.*, 31.
- (33) *Ibid.*, 7ff.
- (34) Edward Bancroft, *Remarks On The Review of the Controversy Between Great Britain and her Colonies. In Which the Errors of its Author are exposed* (London, 1769). ド黙藏書記録 | 1769年ド黙藏書記録
- (35) *Ibid.*, 88ff.
- (36) *Ibid.*, 84-85.
- (37) *Ibid.*, 89-90.
- (38) *Ibid.*, 122.
- (39) *Ibid.*, 48.
- (40) *Ibid.*, 46-47.
- (41) *Ibid.*, 48.
- (42) *Ibid.*, 49.
- (43) *Ibid.*, 122-129.
- (44) Massachusetts Governor, *The Speeches Of His Excellency Governor Hutchinson* (Boston, 1773). ド黙藏書記録 | 1773年ド黙藏書記録
- Boston Gazette; Boston Evening Post; Boston Post-Boy; Boston News-Letter; Massachusetts Spy; Essex Gazette; Providence Gazette; New-York Gazette and Weekly Mercury; New York Journal; Pennsylvania Journal; Pennsylvania Gazette; Pennsylvania Chronicle; Pennsylvania Packet; Virginia Gazette* (Purdie and Dixon).
- (45) Massachusetts Governor, *The Speeches Of His Excellency Governor Hutchinson*, 5. ド黙藏書記録 | pp. 71, 121ff. ド黙藏書記録

(46) *Ibid.*, 125. 附記 pp. 62-114 の如くだ。

(47) *Ibid.*, 121ff.

(48) チャーチ・マクナルトによれば、この點の立場はチャーチ・マクナルトの主張の衝突性を強調する。Charles McIlwain, *The American Revolution: A Constitutional Interpretation*, 122-137.

(49) *The Speeches Of His Excellency Governor Hutchinson*, 36ff, 100.

(50) チャーチ・マクナルトによれば、この點は新開拓地に植民地としての権利があるが、住民は次の一書簡の如きでそれを主張している。

"A Letter from a Gentleman to his Friend," *Boston Evening Post*, April 5, 1773. "ロードの移住権を強調して、チャーチ・マクナルトの主張の衝突性を強調する。" *Pennsylvania Packet*, April 19, 1773; *Essex Gazette*, April 27, 1773; *New York Journal*, June 3 and 24, 1773).

"アーヴィングの「ロードの権利」の批評" "A Letter to a Gentleman from his Friend," *Boston News Letter*, April 22, 1773. これによると、ロードの権利の反対派としてロードの支持者である。

"チャーチ・マクナルトは権利の背後に『統治権第一主義』の存在を察知し、「ロードの権利」を批評してしまった。

一七八七年から一七八八年にかけての、植民地独立国家論に対するロードの反対派として、本文を取り上げたチャーチ・マクナルト・ヘンリッヒの他に、次の新聞によって記された。 "R. L.-L." *Virginia Gazette* (Rind), September 22, 1768; an extract of Obadiah

Hulme's *An Historical Essay On The English Constitution*

(London, 1771), *New Hampshire Gazette*, June 14, 1771;

"Chronus" (Dr. Henry Caner), *Boston News-Letter*, January 9, 1772; "To Tom Long" by "Bob Short," *Boston News-Letter*, February 13 and March 19, 1772; "A. Z." *Boston News-Letter*, March 5, 1772; a reprint of "X" from the *Public Ledger*.

(51) James Lovell, *An Oration Delivered April 2nd, 1771* (Boston, 1771), 3.

(52) *Ibid.*, 14.

(53) *Ibid.*, 16.

(54) *Ibid.*, 15, 18.

(55) John Allen, *The American Alarm, Or The Bostonian Plea* (Boston, 1773), "An Address to the Gentlemen of the Province of AMERICA," 22. 附記 "To the King's most excellent Majesty," 3-4 の如くだ。

(56) *Ibid.*, "An Address to the Gentlemen of the Province of AMERICA," 13.

(57) *Ibid.*, "To his Excellency the Governor of the Province of the Massachusetts-Bay," 4.

(58) *Ibid.*, "To the King's most excellent Majesty," 6-8.

(59) John Allen, *An Oration Upon the Beauties of Liberty* (Boston, 1773), esp. vii-viii, x, xii, 26.